

情報公開規程

制 定 2012(平成24)年12月1日
2012(平成24)年度第3回理事会

(目的)

第1条 この規程は、定款第55条の規定に基づき、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 本会は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表（及び損益計算書）について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第57条の方法によるものとする。

(公表)

第6条 本会は、法令の規定に従い、理事及び監事の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員の報酬等及び費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法により行うものとする。

(資料の事務所備え置き)

第7条 本会は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては、当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 本会の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、本会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前10時から午後5時までとする。

る。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧時間を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 10 条 閲覧希望者から別表 1 に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式 1 に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

(2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、別表 1 の「謄写の是非」に従い、可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第 11 条 本会は、第 5 条ないし第 7 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経てこれを定める。

(管理)

第 13 条 本会の情報公開に関する事務は、事務局総務課が管理する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

別表 1 事務所備え置き資料（第 8 条関係）

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	保存期間	備え置き場所
1 定款	特定なし	可（有料）		主たる事務所
2 会員名簿（*1）	特定なし	可（有料）		主たる事務所
3 計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告・付属明細書・監査報告）	特定なし	可（有料）	5年 3年（写し）	主たる事務所
4 事業計画、収支予算書、資金調達見込み書類	特定なし	可（有料）	1年	主たる事務所
5 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿（*2） (3) 役員等の報酬支給基準 (4) キャッシュフロー計算書 (5) 運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類	特定なし	不可	5年 3年（写し）	主たる事務所
6 特定費用準備資金算定根拠	特定なし	不可		主たる事務所
7 特定財産の保有・改良充当資金 寄付等による受け入れ財産・資金	特定なし	不可		主たる事務所
8 代議員総会議事録	代議員・債権者 （*3）	可（有料）	10年 5年（写し）	主たる事務所
9 理事会議事録	代議員・債権者 （*3）	可（有料）	10年	主たる事務所
10 会計帳簿	代議員（*4）	可（有料）	10年	主たる事務所
11 代理権を証明する書面（*5）	代議員	可（有料）	3ヶ月	主たる事務所
12 議決権行使書面（*5）	代議員	可（有料）	3ヶ月	主たる事務所
13 全員同意の書面（*6）	代議員・債権者 （*6）	可（有料）	10年	主たる事務所
(*1) 会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可。 (*2) 会員以外からの閲覧請求には個人の住所は除外可。 (*3) 代議員＋（裁判所の許可を得た）債権者。 (*4) 総代議員の議決権の10分の1以上の代議員の請求。 (*5) いずれも代議員総会の場合。 (*6) 代議員総会の場合は代議員＋債権者。				

（書類等はいずれも電磁的記録も可）

様式 1 閲覧申請書【学会ホームページ掲載 参照】

様式 2 閲覧受付簿【学会ホームページ掲載 参照】